

地震調査研究推進本部会議運営要領（案）

平成13年 1月 日 改正

平成 7年 7月18日

地震調査研究推進本部

（招集）

第1条 地震調査研究推進本部長（以下「本部長」という。）は、地震防災対策特別措置法第7条に規定する地震調査研究推進本部（以下「本部」という。）の事務の遂行に必要と認めるときは、本部長及び地震調査研究推進本部員から構成される地震調査研究推進本部会議（以下「本部会議」という。）を招集することができる。

（意見の聴取等）

第2条 本部長は、本部会議に専門家を招へいし、意見を聴取することができる。

2 政策委員会及び地震調査委員会の委員長は、本部会議に出席し、意見を述べることができる。

（関係省庁連絡会議）

第3条 本部の事務に関し、関係行政機関相互の連絡を行うため、別記1に掲げる構成員からなる地震調査研究推進本部関係省庁連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。

2 連絡会議は、議長が主催するものとし、議長には文部科学省大臣官房審議官（研究開発局担当）をあてる。

3 連絡会議が必要と認める場合、別記2に掲げる者を連絡会議に出席させることができる。

4 前3項に規定するもののほか、連絡会議の運営に必要な事項は、連絡会議で定める。

